

## 松くい虫被害対策についてのお願い

### 1) 更新伐・樹種転換への取組

- 伊那市内での松くい虫被害の拡大に伴い、枯損木全量を伐倒駆除するのは不可能な現状です。枯れるのを無為に待つのではなく、アカマツを適期に伐採して木材として有効利用し、伐採後は別の樹種に変え被害拡大を防止するなど、効果的な防止対策として、樹種の転換事業への積極的な取組をお願いします。  
(造林事業による県の補助金、市の嵩上げ補助があります。)

### 2) 伐倒駆除の実施

- 地域内で枯損木処理を要望される場合には、「松枯損木処理要望書」を耕地林務課林務係まで提出してください。
- 倒木による危険性や被害拡大防止を鑑み、申し込み順によらず枯損木処理の事業を実施します。なお、伊那市の予算の状況により年度内に処理できない場合もあります。
- 伊那市の事業として処理できる枯損木は、伊那市松くい虫被害対策実施計画に定める山林の枯損木です。現況が山林であっても事業対象とならない場合があります。また、個人住宅の庭木については個人での対応をお願いします。
- 伊那市における枯損木処理は、くん蒸又は破砕による処理を行っています。処理を要望される際には、事前に地主の了承を得てください。
  - 立木を伐倒するため、他の樹木が痛むことがあります。
  - アカマツ以外の樹木伐採については対応できませんが、伐倒に支障となる場合には立木を伐採することがあります。
  - 道沿いで搬出が可能な場合は、搬出をするか現地にて破砕処理を行います。それ以外は現地にて薬剤によるくん蒸処理を行います。
  - くん蒸処理の場合、くん蒸後の対応は地主にて対応をお願いします。
  - くん蒸後は乾燥させ再び感染することを防ぐために、1年程度くん蒸後の状態で置いてから利用してください。
  - 市において境界の確定はできません。境界が不明な場合は、隣接者も含めて了承をいただくようお願いします。
  - 枯損木処理に係る地元及び地主負担はありません。
- 枯損木の全てが松くい虫による被害とは限りません。松くい虫による被害かどうかはドリルで樹幹に穴を開けて木端の鑑定を県に依頼することによりマツノザイセンチュウの有無を鑑定することもできます。詳しくはご相談ください。

伊那市農林部耕地林務課林務係

電話 78-4111 (内線: 2416,2417)